

議案第4号

霧島市特別職報酬等審議会条例及び霧島市国民保護協議会条例の一部改正について

霧島市特別職報酬等審議会条例及び霧島市国民保護協議会条例の一部を次のように改正する。

令和8年2月16日提出

霧島市長 中 重 真 一

霧島市特別職報酬等審議会条例及び霧島市国民保護協議会条例の一部を改正する
条例

(霧島市特別職報酬等審議会条例の一部改正)

第1条 霧島市特別職報酬等審議会条例（平成17年霧島市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第6条中「総務課」を「人事課」に改める。

(霧島市国民保護協議会条例の一部改正)

第2条 霧島市国民保護協議会条例（平成18年霧島市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第4条中「安心安全課」を「危機管理課」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(提案理由)

組織機構の再編により、人事課の設置及び安心安全課の名称変更を行うため、関係条例の所要の改正をしようとするものである。